

個人特定事項を秘匿した犯罪事実の要旨等を被疑者に告知した際の取扱いについて
(令和7年6月20日、刑企第27号)

(概要)

この通達は、被害者等の個人特定事項の秘匿措置を講ずるべき事件に関して、現行犯逮捕又は緊急逮捕した被疑者に対して、被害者等の個人特定事項を秘匿した犯罪事実などを告知した際の取扱いについて定めたもの。

担当：刑事企画課
刑事部企画係